

第19回定時株主総会継続会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業の経過及びその成果
財産及び損益の状況の推移
対処すべき課題
主要な事業内容
企業集団の主要拠点等
使用人の状況
主要な借入先及び借入額
株式に関する事項
会社役員に関する事項
役員等賠償責任保険契約の内容の概要
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針
親会社等との間の取引に関する事項
連結財政状態計算書
連結損益計算書
連結持分変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
会計監査人の監査報告書
監査役会の監査報告書

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

株式会社アドベンチャー

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、観光庁「宿泊旅行統計調査」（確定値）によりますと、2024年の延べ宿泊者数は、6億5,906万人泊で前年比6.7%増、うち日本人延べ宿泊者数が4億9,460万人泊で前年比1.0%減、外国人延べ宿泊者数が1億6,447万人泊で前年比39.7%増となっております。

このような事業環境のもと、当連結会計年度におきましては、収益は25,370,424千円（前年同期比13.3%増）、営業損失は1,155,922千円（前年同期は1,489,895千円の営業利益）、税引前当期損失は1,290,689千円（前年同期は1,383,390千円の税引前当期利益）、親会社の所有者に帰属する当期損失は1,711,953千円（前年同期は712,507千円の親会社の所有者に帰属する当期利益）となりました。営業利益、税引前当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益が当期に損失に転じた主な理由は、のれんの減損損失の計上によるものであります。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

（旅行事業）

旅行事業につきましては、旅行需要が堅調に伸びたものの、のれんの減損損失の計上により、当セグメントの収益は25,082,455千円（前年同期比11.8%増）、セグメント損失は1,127,760千円（前年同期は1,526,430千円のセグメント利益）となりました。

（投資事業）

投資事業につきましては、投資先の業況を反映し、当セグメントの収益は287,969千円、セグメント損失は28,161千円（前年同期のセグメントの収益及び損失はいずれも36,535千円）となりました。

2. 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期 (当連結会計年度)
収益（千円）	11,786,934	20,027,736	22,391,725	25,370,424
親会社の所有者に帰属する当期 利益又は損失（△）（千円）	1,610,385	1,826,886	712,507	△1,711,953
基本的1株当たり 当期利益又は損失（△）（円）	225.03	243.15	95.08	△230.24
総資産額（千円）	20,835,885	23,541,993	29,705,228	27,461,922
親会社の所有者に帰属する持分 （千円）	9,619,282	11,363,455	11,012,627	8,988,391

（注） 収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、ロシアのウクライナ侵攻の長期化による資源・エネルギー価格の高騰に加え、世界的なインフレに対する欧米諸国での政策金利の引き上げや、それに伴う大幅な為替変動など、世界経済の先行きに未だに不透明な状況が継続しております。

このような中、当社グループが対処すべき主な課題は下記のとおりであります。

(1) 海外への事業拡大

当社グループでは、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、当社グループが更なる成長を遂げるためには、海外への事業拡大が必要不可欠であると考えております。

特に東南アジア諸国では、日本以上にLCCのシェアが拡大しており、今後もシェアが拡大するものと予想されております。当社がこれらのLCC全ての路線を取り扱うためには、海外航空券の仕入先であるホールセラーが提供しているAPIだけでは対応できないことから、各国のLCCのAPIに個別接続する必要があると見られます。

当社グループでは、これらの状況に対処するため、国内で培った技術力やノウハウを活かし、堅牢なシステム構築を図ってまいります。

(2) グローバル人材の採用

当社グループは、国内市場のみならず、世界各国の旅行商品の取り扱いを充実させることによって国際競争力を高め、更なる事業拡大を図る方針であります。このため、当社としましては、外国人顧客向けのオペレーターや、国内外の優秀な人材を確保することが重要と認識しており、社内における研修制度の充実や語学が堪能な人材の採用強化に取り組んでまいります。

(3) 新サービスや新規事業領域の展開

多様化する顧客のニーズに応えるために、当社グループは常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しております。

また、当社グループは、民泊の運営やオフショア開発などの新規事業領域への参入も積極的に進めております。

今後も様々な新サービスを展開することにより既存の事業領域での顧客の拡大を図るとともに、新たな事業領域での顧客の開拓を行ってまいります。

(4) 顧客に対して提供する情報の量及び質の向上

インターネット等を利用することによって顧客自身が様々な媒体から様々な情報を入手することが容易となっていることから、旅行に対する顧客のニーズは多様化し、旅行会社に対する要望も高くなっております。このような状況に対して、当社としましては、顧客一人一人のニーズにマッチした情報提供を行ってまいります。

(5) 認知度の向上

当社が運営するサイトを多くの顧客に利用して頂くためには、サイトの認知度をさらに向上させることが必要不可欠であると考えております。このため、新聞、テレビCMを活用した効果的な広告宣伝、Webマーケティング技術の有効活用等を実施することで認知度の向上に努めてまいります。

(6) 顧客の利便性向上

当社グループはPC及びスマートフォンによる販売を行っておりますが、特にスマートフォンからの申込みが増加しており、今後もさらに増加するものと予想しております。このため、当社としましては、スマートフォンに対応した検索機能や予約機能等を充実させ、顧客の利便性向上に努めてまいります。

4. 主要な事業内容

事業部門	主な事業内容
旅行事業	個人や企業に対する商品の販売やサービスの提供
投資事業	将来性があり、キャピタルリターンの期待できるビジネスや企業への投資

5. 企業集団の主要拠点等

企業集団の主要拠点（2025年6月30日現在）

名 称	所 在 地
株式会社アドベンチャー	東京都渋谷区
株式会社TET	東京都渋谷区
ラド観光株式会社	大阪府大阪市北区
株式会社Vacations	東京都渋谷区
株式会社旅工房	東京都豊島区
アヤベックス株式会社	京都府綾部市
株式会社LALALA Plus	東京都渋谷区
Adventure Korea Inc.	大韓民国
Adventure Dhaka Limited	バングラデシュ人民共和国
ADVENTURE INDIA JOURNEY PRIVATE LIMITED	インド共和国
Adventure Global OTA Philippines, Inc.	フィリピン共和国
ADVENTURE APAC PTE.LTD.	シンガポール共和国
Silkway Travel Asia Pte.Ltd.	シンガポール共和国
ADVENTURE GLOBAL TRAVEL, INC.	アメリカ合衆国
UR COMMUNICATIONS PTE.LTD.	シンガポール共和国
HELLO1010 SDN. BHD.	マレーシア

6. 使用人の状況

従業員の状況（2025年6月30日現在）

名称	従業員数	前連結会計年度末比較増減
当社	158名	32名増
企業集団	607名	168名増

（注）従業員数は就業人数であり、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト）は除いております。

7. 主要な借入先及び借入額（2025年6月30日現在）

借 入 先	借 入 残 高（千円）
株式会社三菱UFJ銀行	2,285,720
株式会社日本政策投資銀行	2,000,000
株式会社みずほ銀行	1,334,000
株式会社商工組合中央金庫	932,600

II. 株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- 発行可能株式総数 18,000,000株
- 発行済株式の総数 7,434,778株（自己株式544,122株を除く。）
- 当事業年度末の株主数 3,935名
- 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村 俊一	4,950,000株	66.58%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	419,100株	5.64%
DAIWA CM SINGAPORE LTD- NOMINEE YAGI RIEKO	155,000株	2.08%
野村信託銀行株式会社(投信口)	128,000株	1.72%
下中 佳生	90,000株	1.21%
株式会社中村	85,000株	1.14%
株式会社OCEAN	75,900株	1.02%
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	45,700株	0.61%
KIA FUND 497 KIA TRANSITION ASIA IAD NO.1	45,000株	0.61%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	32,067株	0.43%

- (注) 1. 株式総数に対する持株比率の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 当社は自己株式544,122株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。
3. 「株式会社中村」名義の株式は、当社代表取締役である中村俊一が実質株主として所有しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金及び争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員、管理・監督の立場にある従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
取締役	三 島 健	Rokt合同会社	アジアパシフィック域事業開発責任者兼日本代表
		株式会社スマートホテルソリューションズ	社外取締役
取締役	雷 蕾	シンフロンテラ株式会社	代表取締役社長
		株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス	監査役
取締役	永 田 ゆかり	データビズラボ株式会社	代表取締役社長
監査役	児 玉 尚 人	—	—
監査役	角 田 千 佳	株式会社エニタイムズ	代表取締役社長
		一般社団法人Startup Lady協会	理事
		株式会社スマサポ	社外取締役
監査役	小 椋 明 子	Unipos株式会社	監査役

- (注) 1. 社外取締役三島健氏は、Rokt合同会社のアジアパシフィック域事業開発責任者兼日本代表及び株式会社スマートホテルソリューションズの社外取締役を兼務しております。なお、各社と当社との間には特別な関係はありません。
2. 社外取締役雷蕾氏は、シンフロンテラ株式会社の代表取締役社長及び株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングスの監査役を兼務しております。なお、各社と当社との間には特別な関係はありません。
3. 社外取締役永田ゆかり氏は、データビズラボ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。
4. 社外監査役角田千佳氏は、株式会社エニタイムズの代表取締役社長、一般社団法人Startup Lady協会の理事及び株式会社スマサポの社外取締役を兼務しております。なお、各社と当社との間には特別な関係はありません。
5. 社外監査役小椋明子氏は、Unipos株式会社の監査役を兼務しております。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。
6. 社外取締役及び社外監査役はいずれも、子会社から受けた役員報酬等はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況(注)
取締役	三 島 健	当事業年度に開催した取締役会15回中15回出席し、オンライン旅行業に関する豊富な知見及び企業経営に関する経験をもとに発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役	雷 蓄	当事業年度に開催した取締役会15回中14回出席し、証券市場に関する豊富な経験及び企業経営に関する知見をもとに発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役	永 田 ゆかり	当事業年度に開催した取締役会15回中15回出席し、会社経営者としての豊富な知見をもとに発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役	平 山 絢 理	当事業年度に開催した取締役会4回中3回出席し、若年層ならではのダイバーシティや海外展開に関する発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
監査役	児 玉 尚 人	当事業年度に開催した取締役会15回中15回出席、監査役会14回中14回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、幅広い見識をもって当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
監査役	角 田 千 佳	当事業年度に開催した取締役会15回中15回出席、監査役会14回中14回出席し、会社経営者としての豊富な知見をもとに当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
監査役	小 椋 明 子	当事業年度に開催した取締役会15回中15回出席、監査役会14回中14回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、幅広い見識をもって当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。

- (注) 1. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要を含みます。
2. 社外取締役平山絢理氏は、2024年9月30日の辞任までの状況を記載しております。

(3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

社外役員と当社及び当社の特定関係事業者との間に親族関係はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
太陽有限責任監査法人

2. 報酬の額

- (1) 会計監査人に対する報酬

区分	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	47,475	-
連結子会社	55,700	-
計	103,175	-

- (2) 会計監査人と同一のネットワーク（グラントソントン）に対する報酬

区分	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	-	-
連結子会社	6,646	-
計	6,646	-

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、当連結会計年度に係る追加報酬を含んでおります。
4. 当連結会計年度の監査報酬には、上記のほか、前連結会計年度の監査に係る追加の監査報酬が5,000千円あります。
5. 当社子会社の株式会社旅工房は、上記以外に、過年度訂正に係る監査業務に関する報酬として、前々会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対する99,650千円、前会計監査人であるやまと監査法人に対する30,000千円を特別調査費用等として処理しております。

3. 責任限定契約・補償契約
該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により

会計監査人を解任いたします。

5. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

V. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - (3) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
 - (4) 「コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令順守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。
 - (5) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。
 - (6) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業上のリスク管理に関する規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
 - (2) コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備及び見直しを行う。
 - (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。
 - (4) 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長及び監査役に対して適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
 - (2) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。
5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、主要な子会社及び関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
 - (2) 「コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社及び子会社における業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。
 - (3) 子会社の管理は経営管理部が行うものとし、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行を監査する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
 - (2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
 - (3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役が必要とした場合、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。
 - (2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会等の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - (2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

2. リスク管理

当社はリスクマネジメント規程において、当社の危機管理に関する基本事項及びリスクが発生した場合の具体的な対応方法等について定め、危機管理に必要な体制を整備しております。

3. 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の経営管理部において子会社の経営管理体制を整備及び統括する体制を敷いております。

4. 取締役の職務執行

当社は取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しており、社外取締役を3名選任し、取締役会等を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

5. 監査役

当社の監査役は全員が社外監査役であり、取締役会において積極的に発言することにより、監督機能を強化しております。また、会計監査人、内部監査室と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般のモニタリング及び助言を行っております。

VI. 会社の支配に関する基本方針

当社は会社の支配に関する基本方針は定めておりません。

VII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への配当政策を最重要課題の一つと認識し、経営成績に裏付けされた配分を行うことを基本方針としております。

2025年6月期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、当期の業績、今後の事業展開等を総合的に勘案し、無配とさせて頂きたいと考えております。

VIII. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は営業債務に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一氏より債務保証を受けております。この債務保証に当たっては金額、その他内容及び条件が一般の取引条件と同様に適切な条件による取引で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、この取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものでないことを確認した上でその適正性、妥当性を判断しております。

連結財政状態計算書

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	22,829,320	流 動 負 債	11,952,521
現金及び現金同等物	16,344,995	営業債務及びその他の債務	8,142,784
営業債権及びその他の債権	3,765,879	社 債 及 び 借 入 金	955,242
棚 卸 資 産	33,528	リ ー ス 負 債	255,734
営業投資有価証券	842,232	引 当 金	358,065
その他の金融資産	203,780	未 払 法 人 所 得 税 等	522,827
その他の流動資産	1,638,903	その他の流動負債	1,717,867
非 流 動 資 産	4,632,601	非 流 動 負 債	6,227,181
有形固定資産	373,813	社 債 及 び 借 入 金	5,657,091
使用権資産	508,385	リ ー ス 負 債	253,775
の れ ん	2,214,522	退職給付に係る負債	37,811
無 形 資 産	59,231	繰 延 税 金 負 債	87,856
その他の金融資産	1,461,628	その他の非流動負債	190,646
繰延税金資産	2,141	負 債 合 計	18,179,703
その他の非流動資産	12,879	資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	8,988,391
		資 本 金	4,072,778
		資 本 剰 余 金	4,027,306
		利 益 剰 余 金	3,430,344
		自 己 株 式	△2,471,986
		その他の資本の構成要素	△70,050
		非 支 配 持 分	293,827
		資 本 合 計	9,282,219
資 産 合 計	27,461,922	負 債 及 び 資 本 合 計	27,461,922

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
収益		25,370,424	
売上原価		9,723,978	
営業総利益		15,646,446	
販売費及び一般管理費		13,898,350	
その他の収益		49,404	
その他の費用		2,953,422	
営業損失		1,155,922	
金融収益		13,478	
金融費用		148,245	
税引前当期損失		1,290,689	
法人所得税費用		778,631	
当期損失		2,069,321	
当期損失の帰属			
親会社の所有者		1,711,953	
非支配持分		357,367	
当期損失		2,069,321	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2024年7月1日残高	4,072,778	4,047,669	5,329,176	△2,469,801
暫定的な会計処理の確定による影響額			△38,185	
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	4,072,778	4,047,669	5,290,990	△2,469,801
当期損失			△1,711,953	
その他の包括利益				
当期包括利益合計	—	—	△1,711,953	—
剰余金の配当			△148,692	
自己株式の取得		△110		△32,169
子会社における過去の誤謬の訂正				
株式報酬取引		△20,257		29,983
その他		5		
所有者との取引額合計	—	△20,362	△148,692	△2,185
2025年6月30日残高	4,072,778	4,027,306	3,430,344	△2,471,986

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素			
	在外営業活動体の換算差額	合計		
2024年7月1日残高	70,990	70,990	1,029,185	12,079,998
暫定的な会計処理の確定による影響額				△38,185
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	70,990	70,990	1,029,185	12,041,812
当期損失			△357,367	△2,069,321
その他の包括利益	△141,041	△141,041	△2,943	△143,984
当期包括利益合計	△141,041	△141,041	△360,310	△2,213,306
剰余金の配当				△148,692
自己株式の取得				△32,280
子会社における過去の誤謬の訂正			△375,051	△375,051
株式報酬取引				9,726
その他			5	10
所有者との取引額合計	－	－	△375,046	△546,287
2025年6月30日残高	△70,050	△70,050	293,827	9,282,219

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

① 連結子会社の数 18社

② 主要な連結子会社の名称

株式会社TET

ラド観光株式会社

株式会社Vacations

株式会社旅工房

アヤベックス株式会社

株式会社LALALA Plus

Adventure Korea Inc.

Adventure Dhaka Limited

ADVENTURE INDIA JOURNEY PRIVATE LIMITED

Adventure Global OTA Philippines, Inc.

ADVENTURE APAC PTE. LTD.

Silkway Travel Asia Pte. Ltd.

ADVENTURE GLOBAL TRAVEL, INC.

HELLO1010 SDN. BHD.

UR COMMUNICATIONS PTE. LTD.

③ 連結の範囲の変更

株式会社LALALA Plus、UR COMMUNICATIONS PTE. LTD. 及びHELLO1010 SDN. BHD. については、新たに株式を取得したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めることとしました。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社グループの連結決算日と異なる場合には、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく子会社の財務諸表を使用し、連結を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。金融資産のうち、株式は約定日に当初認識をしており、その他の金融資産については金融商品の契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが、当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額及び戻入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、先入先出法又は加重平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでいます。

③有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法により計算しております。また、定率法による減価償却が、当該資産から生じる将来の経済的便益が消費されるパターンをより良く反映する場合には、定率法を採用しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 3～20年
- ・工具、器具及び備品 3～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④無形資産（のれんを除く）の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 4年～13年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤リース資産

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

借手としてのリース

リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後において、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてはIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

⑥のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額(通常、公正価値)を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻し入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑦非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れております。

⑧重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額についての信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

・資産除去債務

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

⑨従業員給付

イ．短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的又は推定的な債務を負っており、信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ロ．退職後給付

一部の連結子会社は、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しております。退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法による、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算結果が、IAS第19号の原則的な方法に従って計算した場合と近似しているため、日本基準における簡便法を適用しております。

⑩収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務を配分する。

ステップ5：履行義務を充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、具体的な収益認識の基準は、「7. 収益認識に関する注記」に記載しております。

⑪外貨換算

・外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

・在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

2. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

(1) のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
のれん	2,214,522
減損損失	2,186,305

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5)会計方針に関する事項 ⑥のれんに関する事項及び⑦非金融資産の減損」に記載した内容と同一です。

減損テストを実施する際には、事業計画に基づく損益予測及び割引率について一定の仮定を設定しております。当該損益予測については予想販売件数について主要な仮定を置き、その仮定に基づいて翌連結会計年度以降における推移を見込んでおりますが、これらの主要な仮定には不確実性を伴い、これらに係る将来の見込みが当該損益予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、実際に発生した損益が将来の見込みと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

(2) レベル3に区分されている営業投資有価証券

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
レベル3に区分されている営業投資有価証券	563,874

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法は、「6. 金融商品に関する注記 (2) 金融商品の公正価値等に関する事項 ③ 公正価値で測定する金融商品」に記載した内容と同一です。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産（帳簿価額）

現金及び現金同等物	22,757	千円
有形固定資産	5,276	〃
計	28,033	千円

② 担保に係る債務（帳簿価額）

その他の流動負債	9	千円
長期借入金	5,570	〃
計	5,580	千円

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 1,258千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 227,761千円

(4) 有形固定資産の減損損失累計額 88,364千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

その他の費用には、減損損失2,249,406千円を計上しています。

減損損失の主な内訳は、下記のとおりです。

旅行事業に属する当社の連結子会社である株式会社旅工房に係るのれんに関して、従来、回収可能価額は使用価値により算定しておりましたが、当連結会計年度では、株式会社旅工房において減損テストを行った結果、使用価値が処分コスト控除後の公正価値を下回りました。その結果、回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値に基づき算定したところ、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、のれんについて1,671,236千円の減損損失を認識しております。回収可能価額については処分コスト控除後の公正価値に基づいており、当該公正価値は活発な市場における相場価格に基づいており、公正価値ヒエラルキーはレベル1に分類しております。

また、旅行事業に属する当社の連結子会社であるUR COMMUNICATIONS PTE. LTD.に係るのれんに関して321,055千円の減損損失、HELL01010 SDN.BHD.に係るのれんに関して168,048千円の減損損失、Silkway Travel Asia Pte.Ltd.に係るのれんに関して25,965千円の減損損失を計上しております。これは、市場の競争激化などにより事業計画を見直した結果、当初想定した収益が見込めなくなったことから、回収可能価額が帳簿価額を下回ったためです。回収可能価額は、割引キャッシュ・フロー法に基づく処分コスト控除後の公正価値に基づき算定しており、公正価値測定ヒエラルキーのレベルはレベル3に分類しております。主要な仮定は、事業計画における損益予測及び割引率であり、当連結会計年度における割引率は、それぞれ11.8%、13.5%及び10.6%であります。

(2) 特別調査費用等引当金繰入額

当社連結子会社である株式会社旅工房において、雇用調整助成金の不正受給及びその他の不正が発覚したため、当社及び当該連結子会社から独立した中立かつ公正な外部専門家で構成された特別調査委員会を設置し、調査を行いました。当該特別調査委員会の調査費用及び調査に関連する監査法人の監査報酬等について、今後発生が見込まれる損失額を特別調査費用等引当金に対する繰入額として計上しております。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	7,978,900	－	－	7,978,900

(2)自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	544,274	9,148	9,300	544,122

（変動事由の概要）

自己株式の増加は自己株式の取得による増加6,400株、譲渡制限付株式の無償取得による増加2,700株、買取請求による増加48株であります。

自己株式の減少は自己株式の処分による減少9,300株であります。

(3)配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年 9月27日 定時株主総会	普通株式	148,692	利益剰余金	20.00	2024年 6月30日	2024年 9月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

(4)子会社における過去の誤謬の訂正

連結子会社において、過去の誤謬を訂正したことに伴う非支配株主持分の変動であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）及び親会社所有者帰属持分比率であります。これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

② 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループでは、営業債権と営業債権以外の債権に区分して貸倒引当金を算定しております。いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

また、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。

当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

④金利リスク

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。

当社グループは、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的として社債及び借入金により資金調達を行っております。社債及び借入金の資金調達においては、金利市場の動向により、変動金利と固定金利のバランスを考慮して決定しております。

⑤市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。株式への投資については、定期的に市場価格や発行体の財務状況等を把握するとともに保有意義についての再確認を行い、継続的にポートフォリオの見直しを行っております。

(2)金融商品の公正価値等に関する事項

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値の測定に用いられる公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）の定義は次のとおりです。

- ・ レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における無修正の相場価格により測定した公正価値
- ・ レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値
- ・ レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

①金融商品の公正価値の算定方法

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（営業投資有価証券、その他の金融資産）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。上場株式以外の投資の公正価値については、合理的に入手可能なインプットにより、マーケットアプローチ（類似取引比較法）、マーケットアプローチ（マルチプル法）、インカム・アプローチ（割引キャッシュ・フロー法）又はその他の適切な

評価技法を用いて算定しております。

(社債及び借入金)

社債及び借入金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を履行した場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

②償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

(千円)

	帳簿価額	公正価値	差額
負債			
社債及び借入金	6,612,334	6,550,889	61,444
合計	6,612,334	6,550,889	61,444

③公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

(千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	278,358	-	563,874	842,232
合計	278,358	-	563,874	842,232

レベル3に区分されている経常的な公正価値測定を行う金融商品は、非上場株式であり、マーケットアプローチ（類似取引比較法）、マーケットアプローチ（マルチプル法）、又はインカム・アプローチ（割引キャッシュ・フロー法）により評価しており、公正価値の測定に用いている重要な観察可能でないインプットは主にEBITDA倍率及びEBIT倍率、割引率及び成長率です。なお、インカム・アプローチ（割引キャッシュ・フロー法）の対象銘柄については、直近で企業買収を行うことで新事業を開始する等、業態変更を行ったことから、当連結会計年度において評価技法をマーケット・アプローチ（マルチプル法）からインカム・アプローチ（割引キャッシュ・フロー法）に変更しております。

投資先企業の業績や投資環境の悪化などの公正価値の下落に至る可能性がある事象が識別された場合には、当該事象を反映させて公正価値を測定しております。

レベル3に区分されている経常的な公正価値測定を行う金融商品の評価及び手続の決定においては、投資先の事業内容及び状況、事業計画の入手の可否並びに類似上場企業等を定期的に確認し、評価モデルを含め公正価値測定の妥当性を検証しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、顧客への旅行商品その他のサービスの提供、顧客へのSIMカード等の物品の販売及び成長企業等に対する投資を主たる事業としており、これらの事業は、顧客へのサービスの提供及び物品の販売については旅行事業、成長企業等に対する投資については投資事業に分類しております。また、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するためにこれらの事業については定期的に検討を行う対象としております。

旅行事業に係る収益の分解につきましては地理的区分、市場や顧客の種類、契約の種類又は存続期間、財又はサービスの移転時期、及び販売経路などを総合的に勘案し、当社グループの収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性が受ける経済的要因をより適切に描写する観点から、財又はサービスの種類別に「国内航空券」、「海外航空券」、「ホテル」、「レンタカー」、「高速バス」、「ツアー」、及び「その他」に、収益を分解することが適切であると判断しております。

旅行事業の分解した収益及び投資事業に係る収益と、セグメント収益との関連は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	セグメント		
	旅行事業	投資事業	合計
国内航空券	10,033,445	－	10,033,445
海外航空券	729,588	－	729,588
ホテル	270,402	－	270,402
レンタカー	858,996	－	858,996
高速バス	823,288	－	823,288
ツアー	11,147,658	－	11,147,658
その他	1,219,076	－	1,219,076
投資事業に係る収益	－	287,969	287,969
合計	25,082,455	287,969	25,370,424

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

旅行事業において、当社グループは顧客に対して、契約に基づき財又はサービスを提供する義務を負っております。当該事業に係る収益は、「顧客との契約から認識した収益」に該当します。

投資事業において、当社グループは金融資産を当初認識時に公正価値で認識し、売却による収益は受領した対価を公正価値として測定しております。当該事業に係る収益は、「その他の源泉から認識した収益」に該当します。当該収益は、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第13号「公正価値測定」に基づく収益で構成され、公正価値の変動による純損益は変動後の公正価値と帳簿価額との差額として測定しております。

(2) 契約残高

当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年6月30日)
顧客との契約から生じた債権（注）1	3,553,285
契約負債	
前受金（注）2	3,348,023
契約負債合計	3,348,023

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は、主に当社グループが提供している旅行事業により生じた債権で構成されております。

2. 前受金

「前受金」は旅行事業で提供する財又はサービスのうち、履行義務が期末時点で充足されていない対価を契約負債として計上しております。なお、各連結会計年度の期首現在の前受金残高は全て、各連結会計年度の収益として認識しております。また、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 履行義務の充足の時期と通常の支払時期との関連性及びこれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響

通常の支払期限は履行義務の充足より前又は履行義務の充足後短期のうちに到来します。契約資産は主に、報告日時点で完了していますが、まだ請求していない履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関連するものであります。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。一方で、履行義務の充足の時期が仮に遅く

なると、通常の支払期限が一定で、かつ、取引が期間に応じて発生するのであれば、契約負債の残高は増加する可能性があります。

(3) 履行義務

履行義務の充足時点につきまして、財又はサービスにつきましては顧客への提供が完了した時点で履行義務が充足されます。請求済未出荷契約につきましても、同様に財又はサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されます。

前述(1)収益の分解と履行義務との関係につきましては、「国内航空券」、「海外航空券」、「ホテル」、「レンタカー」、「高速バス」、「ツアー」及び「その他」は財又はサービスの提供として履行義務が充足されます。

重大な支払条件につきましては、通常の支払期限は財又はサービスの提供より前又は短期のうちに到来し、かつ1年を超える取引がないため、契約に重大な金融要素はなく、対価の金額に変動性はありません。

当社グループが移転を約束した財又はサービスの内容につきましては、前述(1)収益の分解に記載の、財又はサービスの種類別のとおりであります。そのうち「ツアー」の全額及び「その他」の一部につきましては当社グループが「本人」として位置づけられ、それ以外につきましては当社グループが「代理人」として位置づけられております。

また、当社グループにおいて顧客と締結する契約の中の履行義務には、返品及び返品の義務並びにその他の類似の義務はなく、製品保証及び関連する義務に関するオプション又は追加サービスの提供はありません。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおきましては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用して、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(5) 履行義務の充足の時期の決定

一定期間にわたる役務の提供である契約取引などの「一定の期間にわたり充足する履行義務」につきましては、原則として一定期間にわたって履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。

「一時点で充足される履行義務」につきましては、財又はサービスの提供が完了した時点を顧客が支配を獲得した時点としております。

航空券等の旅行商材をまた個々の取引ごとに、当社グループが資産に対する支払いを受ける権利を有しているか、顧客が資産の法的所有権を有しているか、当社グループが資産の物理的占有を顧客に移転したか、顧客が資産の所有に伴う重大なリスクと経済価値を有しているか、顧客が資産を検収したか、などを総合的に勘案して判断しております。

主な収益として「国内航空券」等については、旅行商材を代理人として手配、提供することで、顧客より販売手数料等を得ております。これらのサービス提供は、サービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であるため、代理人取引として純額で計上し、手配完了日を基準として収益を認識しております。「ツアー」については、運送・宿泊機関等を組み合わせて手配、管理することが履行義務であるため、本人取引として総額で計上し、旅行の内容に応じて旅行終了日又は旅行期間にわたって収益を認識しております。「その他」に含まれるSIMカード等の販売につきましては、該当商品の仕入及び販売を行っているため、本人取引として総額で計上し、引き渡し完了した時点で収益を認識しております。

(6) 取引価格及び履行義務への配分額の算定

取引価格の算定につきましては、財の提供につきましては顧客から得た販売対価を、サービスの提供につきましては顧客から得た手数料を収益に計上しており、契約により確定した価格で取引価格を算定しております。

また、変動対価につきましては、当社グループにおきましては重要性のあるものではなく、不確実性が高いなどの理由により変動対価の見積りが制限される場合もありません。

取引価格の配分につきましては、個々の契約が単一の履行義務によって構成されており、かつ、一連の別個の財又はサービスの移転を約束していないため、契約における取引価格がそのまま該当する履行義務に配分されます。

(7) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のために発生したコストから認識した資産はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,208.97円
基本的1株当たり当期損失	230.24円

9. 偶発債務に関する注記

(開示規制違反に係る課徴金)

当社の連結子会社である株式会社施工房（以下、施工房）は、雇用調整助成金の不適切な受給等が発覚したため、過年度における有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。今後、当社は金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。その結果により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響は明らかではありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

当社の連結子会社である株式会社旅工房は、東京労働局に対し、過年度に受給した雇用調整助成金（違約金及び延滞金を含む）の返還納付を行いました。納付の結果、預り金等で計上していた返還予定額との差額が生じたため、当該差額の全額を2026年6月期第2四半期において、特別利益に計上する予定です。

貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,429,975	流 動 負 債	8,338,460
現 金 及 び 預 金	11,402,080	買 掛 金	2,307,875
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	3,157,388	1年内返済予定の長期借入金	936,068
営 業 投 資 有 価 証 券	549,134	未 払 金	1,984,733
商 品	11,617	未 払 費 用	79,095
前 渡 金	523,070	未 払 法 人 税 等	393,831
前 払 費 用	182,066	未 払 消 費 税 等	339,218
短 期 貸 付 金	527,138	契 約 負 債	2,168,780
未 収 入 金	190,152	そ の 他	128,857
そ の 他	80,823	固 定 負 債	5,131,252
貸 倒 引 当 金	△193,495	長 期 借 入 金	5,116,252
固 定 資 産	5,840,505	そ の 他	15,000
有 形 固 定 資 産	99,707	負 債 合 計	13,469,712
建 物	72,558	(純資産の部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	27,149	株 主 資 本	8,716,774
投 資 そ の 他 の 資 産	5,740,798	資 本 金	4,072,778
関 係 会 社 株 式	4,757,805	資 本 剰 余 金	4,113,154
敷 金 及 び 保 証 金	967,199	資 本 準 備 金	3,657,786
長 期 貸 付 金	504	そ の 他 資 本 剰 余 金	455,368
繰 延 税 金 資 産	15,268	利 益 剰 余 金	3,002,828
そ の 他	950	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,002,828
貸 倒 引 当 金	△930	繰 越 利 益 剰 余 金	3,002,828
		自 己 株 式	△2,471,986
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	83,994
		その他有価証券評価差額金	83,994
		純 資 産 合 計	8,800,768
資 産 合 計	22,270,481	負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,270,481

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		16,178,923
売 上 原 価		2,761,409
営 業 総 利 益		13,417,513
営 業 費 用		11,600,287
営 業 利 益		1,817,226
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,107	
そ の 他	1,035	11,143
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	99,355	
為 替 差 損	19,607	
そ の 他	5,457	124,420
経 常 利 益		1,703,948
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,460,280	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27,149	
そ の 他	44,099	2,531,529
税 引 前 当 期 純 損 失		827,580
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	670,833	
法 人 税 等 調 整 額	△20,044	650,788
当 期 純 損 失		1,478,369

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	4,072,778	3,657,786	475,625	4,133,412	4,629,890	4,629,890
当期純損失					△1,478,369	△1,478,369
剰余金の配当					△148,692	△148,692
自己株式の取得						
株式報酬取引			△20,257	△20,257		
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△20,257	△20,257	△1,627,061	△1,627,061
当期末残高	4,072,778	3,657,786	455,368	4,113,154	3,002,828	3,002,828

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,469,801	10,366,280	7	7	10,366,288
当期純損失		△1,478,369			△1,478,369
剰余金の配当		△148,692			△148,692
自己株式の取得	△32,169	△32,169			△32,169
株式報酬取引	29,983	9,726			9,726
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			83,986	83,986	83,986
当期変動額合計	△2,185	△1,649,505	83,986	83,986	△1,565,519
当期末残高	△2,471,986	8,716,774	83,994	83,994	8,800,768

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のもの（営業投資有価証券を含む）

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

その他有価証券で市場価格のないもの（営業投資有価証券を含む）

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

商 品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法及び定率法によっております。

なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社は顧客への旅行商品その他のサービスの提供を主たる事業としております。当該事業において当社は顧客に対して契約に基づきサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務につきましては顧客へサービスの提供が完了した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(1)営業投資有価証券及び関係会社株式の回収可能価額

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
売上原価	89,913
関係会社株式評価損	2,460,280
営業投資有価証券	549,134
関係会社株式	4,757,805

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格又は時価がある株式等は、その時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

また、非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等は取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

当事業年度において、株式会社旅工房及びADVENTURE APAC PTE.LTD.の関係会社株式について、取得時点又は設立時点で見込んだ事業計画に基づく将来の超過収益力が見込めなくなり、実質価額が著しく低下したと判断したこと等により、関係会社株式評価損2,460,280千円を計上しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	91,883千円
(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	781,070千円
短期金銭債務	380,694千円
長期金銭債務	10,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業費用	631,297千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	4,354千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	544,274	9,148	9,300	544,122

(変動事由の概要)

自己株式の増加は自己株式の取得による増加6,400株、譲渡制限付株式の無償取得による増加2,700株、買取請求による増加48株であります。

自己株式の減少は自己株式の処分による減少9,300株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

営業投資有価証券	34,644千円
関係会社株式	778,632千円
投資有価証券	3,137千円
貸倒引当金	60,989千円
前渡金	4,106千円
未払事業税	22,171千円
その他	32,051千円
評価性引当額	△881,803千円
繰延税金資産合計	53,928千円
その他有価証券評価差額金	△38,660千円
繰延税金負債合計	△38,660千円
繰延税金資産の純額	15,268千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 T E T	所有 100	営業仕入	航空券の仕 入 (注 1)	8,350,440	買掛金	283,434
子会社	株 式 会 社 Vacations	所有 100	資金の貸付	資金の貸付	-	短期貸付金 (注 3)	376,050
				利息の受取 (注 2)	1,504	未収入金	123
子会社	アヤバック ス株式会社	所有 100	資金の貸付	資金の貸付	-	短期貸付金	150,000
				利息の受取 (注 2)	2,250	未収入金	2,262

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 航空券の仕入について、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。
2. 資金の貸借については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 株式会社Vacationsへの貸付金に対し、193,495千円の貸倒引当金を計上（当事業年度において関係会社貸倒引当金繰入額27,149千円を計上）しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金 額 (千 円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中村俊一	(被所有) 66.58	当社代表取 締役社長	当社営業取引 に対する債務 保証 (注)	312,312	買掛金	311,982
						未払金	330

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 当社は営業債務に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一氏より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,183.73円
1株当たり当期純損失	198.83円

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載した内容と同一です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社 アドベンチャー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドベンチャーの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アドベンチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社 アドベンチャー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドベンチャーの2024年7月1日から2025年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの

兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月31日

株式会社 アドベンチャー 監査役会

監査役(常勤) 児玉 尚人 (印)

監 査 役 角田 千佳 (印)

監 査 役 小椋 明子 (印)

(注) 上記監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上